

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 19日

神戸市長 様

提出者

住所 大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

清水建設株式会社 関西支店

専務執行役員 支店長 山下 浩一

電話番号 06-6263-2846 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 5,656,004,629円
③従業員数	76名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>・解体工事 がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託し、再生碎石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化</p> <p>別紙①</p>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②による

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類			
	排出量	一覧表のとおり	t	
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工法の改善</li> <li>・実寸発注</li> <li>・リサイクル率の高尾業者選定</li> <li>・梱包材の簡素化</li> </ul>				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排出量	一覧表のとおり	t	
(今後実施する予定の取組)				
上記に加え下記の取り組みを実施予定				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット化</li> <li>・維持修繕しやすい構造、部材等の採用</li> <li>・分別のさらなる徹底</li> <li>・部材P C化の推進</li> </ul>				

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・アスファルトガラ・石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックについては、さらに有効な細分化をして分類し、再生資源化に務める予定。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。</li> <li>・電子マニフェストの導入をさらに進め、電子マニフェスト対応可能業者から選定する。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。</li> <li>・リサイクル率の高い処理業者から選定する。</li> </ul>		

【目標】	
	産業廃棄物の種類
	全処理委託量
	優良認定処理業者への 処理委託量
	再生利用業者への 処理委託量
	認定熱回収業者への 処理委託量
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
(今後実施する予定の取組)	
②計画	

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙①

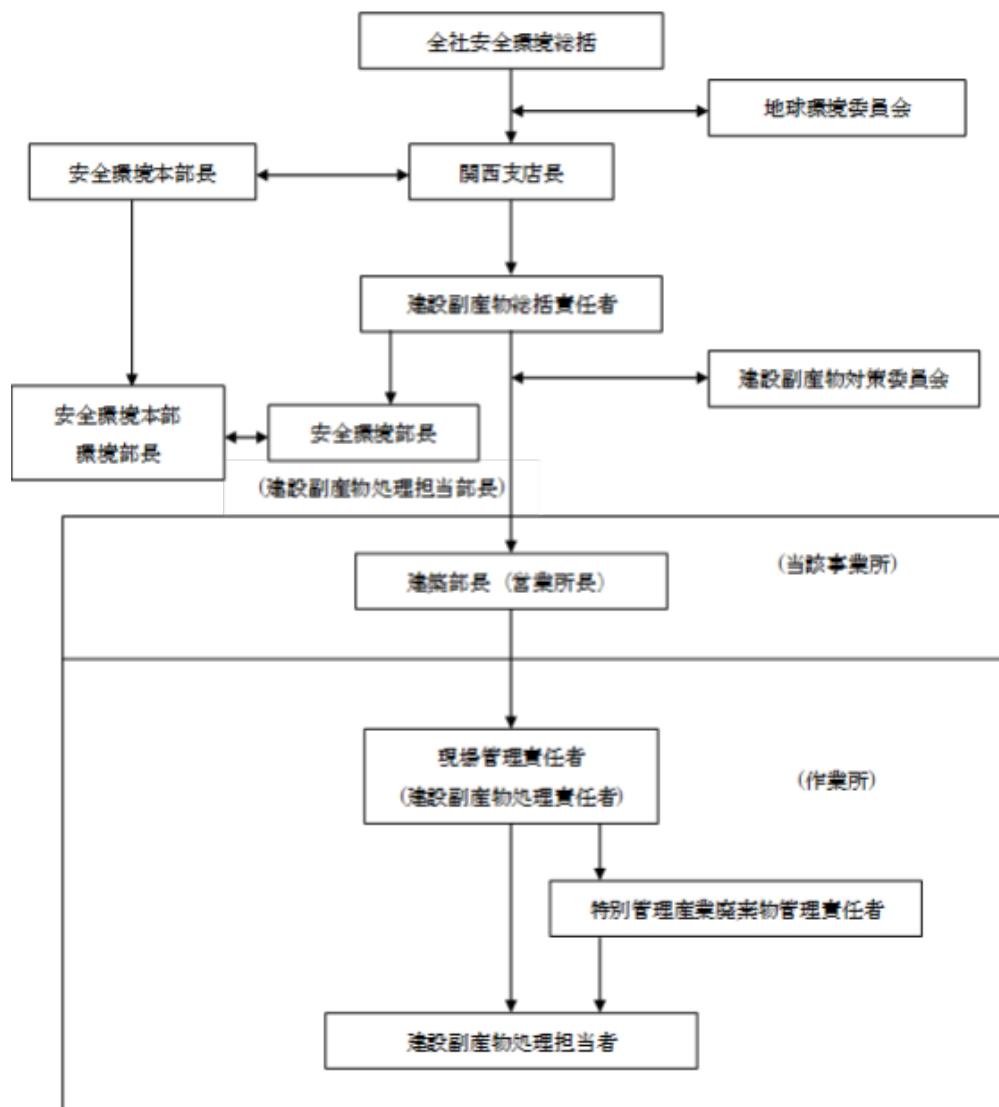
### 産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者へ委託 → 再生碎石として再資源化</li><li>・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分</li></ul>
ガラスくず及び 陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化</li><li>・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分</li><li>・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 原料として再資源化</li><li>・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 土壤改良材として再資源化</li></ul>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・回収業者へ売却</li><li>・再生処理業者へ委託 → 再生後は原料として再資源化</li></ul>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・回収業者へ売却</li><li>・再生処理業者へ委託 → 再生後は原料として再資源化</li></ul>
木くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化</li></ul>
紙くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・回収業者へ売却(ダンボール)</li><li>・再生処理業者へ委託 → 再生紙として再資源化</li><li>・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分</li></ul>
繊維くず	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化</li><li>・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分</li></ul>
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化</li><li>・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化</li><li>・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分</li></ul>
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間処理業者へ委託 → 上記の各種類別に分別後、上記の処理工程を行う</li><li>・中間処理業者へ委託 → 処理後は埋立処分</li></ul>
汚泥	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者(固化)へ委託 → 処理後は改良土として再資源化</li><li>・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後はセメントの原料として再資源化</li><li>・中間処理業者(脱水・混練)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分</li></ul>
廃油	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者(混合、油水分離)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化</li></ul>
廃アルカリ 廃酸	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間処理業者(中和)へ委託 → 処理後は埋立処分</li></ul>
廃石綿	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終処分委託 → 埋立処分</li></ul>

## 別紙②

### 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図



■[神戸市]産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	令和6年度実績							令和7年度予想						
	排出量(t)	処理委託量(t)	優良認定処理業者への委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	排出量(t)	処理委託量(t)	優良認定処理業者への委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)		
汚泥	14,585.9	14,585.9	219.5	14585.9	0	0	100	100	10	100	0	0		
廃プラスチック	14.6	14.6	1.7	10.2	0	0	100	100	0	70	0	0		
紙くず	3.8	3.8	0	2.4	0	1.4	10	10	0	10	0	0		
木くず	68.0	68.0	9.4	63.4	0	1.3	30	30	0	23	0	5		
金属くず	7.6	7.6	0.1	7.6	0	0	5	5	0	5	0	0		
ガラス・陶磁器くず	73.6	73.6	0	50.6	0	0	60	60	0	36	0	0		
がれき類	3,973.5	3,973.5	6.0	3,946.9	0	0	1,000	1,000	100	1,000	0	0		
混合廃棄物(安定型)	4.3	4.3	0	2.7	0	0	10	10	0	6	0	0		
混合廃棄物(管理型)	296.8	296.8	26.8	171.3	0	20.5	100	100	0	65	0	0		
がれき類(石綿含有)	10.8	10.8	10.8	0	0	0	30	30	30	0	0	0		
水銀使用製品	3.1	3.1	3.1	3.1	0	0	10	10	10	10	0	0		
合計	19,042.0	19,042.0	277.4	18,844.1	0	23.2	1,455	1,455	150	1,325	0	5		